

論 文

公的年金の税方式化の経済効果*

橋 本 恭 之

要 旨

本稿では、公的年金の税方式化に関する既存研究を整理したうえで、税方式化の経済効果をシミュレーションした。シミュレーション分析からは、基礎年金の消費税による税方式化は、社会保険料による税源調達に比べて、家計の厚生水準を低下させる可能性が高いことがわかった。労働供給が固定的に近い場合には、労働に課税する社会保険料のほうが消費税よりも超過負担が小さいからだ。税方式化の財源を消費税だけに依存することは、逆進性の点からも避けるべきであろう。

キーワード：年金改革；税方式化；一般均衡；世代重複モデル
経済学文献季報分類番号：02-23；13-15

1. はじめに

2008年5月19日に開催された社会保障国民会議においては、少子高齢化が進むなかでの今後の社会保障制度のあり方を検討する材料として、「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果」が提示された。そのシミュレーション結果では、税方式化による消費税の負担の方が現行の社会保険料方式のもとでの負担を上回る可能性が高いことが示されている。しかし、この計測結果は、企業や家計行動の変化を無視したことにより得られた可能性もある。とりわけ、社会保障国民会議のシミュレーションでは、税方式化にともない廃止される基礎年金に対する雇用主負担の廃止が家計に対して全く恩恵をもたらさないという仮定にもとづくものとなっている。経済学的には、保険料の雇用主負担部分は最終的には家計の負担となるという見方もある。仮に、雇用主負担の廃止が家計に還元されなかった場合でも、

* 本稿は、(独)経済産業研究所のプロジェクト「社会経済構造の変化と税制改革」(代表・岩本康志東京大学教授)における兵庫県立大学大学院の木村真准教授との共同研究の一部を筆者の責任で発表するものである。本稿の作成にあたっては、主査の岩本康志教授をはじめとする研究会のメンバーから貴重なコメントをいただいた。記して深く感謝したい。

長期的には、企業の投資促進効果などにより、経済成長率を引き上げ、家計にとっても恩恵が生じる可能性もある。

そこで、本稿では、公的年金の税方式化に伴う既存研究の整理をしたうえで、税方式化の経済効果をシミュレーションした。具体的には、静学的応用一般均衡モデルによるシミュレーションをおこなう。ここでは、2財、2部門、2消費者に簡略化したモデルを用いて、税方式化が家計に対していかなる影響を及ぼすことになるかを整理する。

2. 先行研究

この節では公的年金の税方式化の先行研究をまとめることとする。まず、社会保障国民会議の主な試算結果から紹介しよう。社会保障国民会議では、試算に際して公的年金の税方式化をおこなう場合について次の3つの移行パターンを想定している。

- A. 過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う
- B. 過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額する
- C. 過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付する

これらの移行パターンのうち、パターンAは過去の拠出実績を無視するという問題があり、パターンCは、必要とされる年金給付額が膨れあがってしまうという問題点を抱えている。そこで以下では移行パターンBの計算結果についてのみみていこう。税方式化が実施された場合には、基礎年金に充当されている保険料相当部分が廃止されることになる。この部分については、「基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合（4.0%/14.996%）を乗じた額」とされている。さらに、この保険料引き下げを消費税の引き上げで賄うには、「移行時点で追加的に必要な当面の消費税率は、ケースB：3.0%」としている。このような想定のもとで、所得階層別にみても、年齢階級別にみても、税方式化による保険料軽減額よりも消費税負担の増加の方が上回るという結果を提示している。

この社会保障国民会議の試算への疑問点としては、まず社会保険料引き下げによる所得税、法人税の増収を無視していることが指摘できる。現行制度のもとで税方式化にともない社会

保険料が引き下げられると、所得税における社会保険料控除の総額も減少することになる。これは所得税収を増加させることにつながる。さらに、社会保険料の引き下げに伴い、企業の雇用主負担も低下することになる。社会保障国民会議の想定では、企業の雇用主負担の低下による家計の賃金への影響は考慮されていない。かりにその想定が正しいならば、雇用主負担の増加は法人所得を増加させ、法人税収を増大させることになるわけだ。すなわち、社会保障国民会議の試算では、歳入中立の下で税方式と保険料方式の比較をおこなっていないことになる。この点に着目した木村（2009）は、「個人所得課税において2.2兆円の増税が生じること、雇用主負担の減少によって法人所得税が0.8兆円増え、政府の財政負担が0.4兆円減少することが示された。よって、国民会議試算では合計3.5兆円の政府増収が捨象されていたことになる」と述べている¹⁾。

さらに、社会保障国民会議の試算は、経済学的なビヘイビアの変化を考慮していないという問題点を抱えている。社会保険料引き下げに伴う企業の雇用主負担の引き下げは、経済成長率の引き上げ、賃金の引き上げなど家計にも恩恵を生じる可能性もある。そこで以下では、経済学的にみて公的年金の税方式化が家計に如何なる影響をおよぼすことになるかを先行研究からあきらかにしよう。

2.1 税方式化に関する既存研究

表1 ライフサイクル一般均衡モデルによる既存研究

	モデルの特徴	主な結果
本間・跡田・岩本・大竹（1987）	労働供給内生 1部門モデル	消費税への代替は、資本蓄積を促進。
上村（2001）	労働供給内生、流動性制約あり、合理的期待形成、1部門モデル	消費税の増税は経済効率性の観点からは望ましいが、世代間の利害対立を顕在化。
島澤（2004）	労働供給内生、1部門モデル	税方式化は、引退世代の効用を低下させるものの、経済を活性化させ、将来世代の効用を上昇させる。
佐藤・上村（2006）	意図せざる遺産と意図的な遺産の双方が発生	年金財源を消費税で賄うことで、2004年改正より高い厚生水準を達成できる。
橋木他（2006）	公共支出を効用関数に組み込んでいる、労働供給外生、一部門	社会保険料から消費税への移行は、厚生水準を改善する。
金子・中田・宮里（2006）	世代内格差を考慮、1部門モデル、労働供給外生	完全税方式化よりも部分的税方式化の方が高い厚生水準を達成可能。

表1は、世代重複（OLG）型のライフサイクル一般均衡モデルを用いて税方式化に関する影響を調べた先行研究をまとめたものである。ライフサイクル一般均衡モデルでは、家計、

1) 木村（2009）p.193引用。

企業、政府の各経済主体の相互依存関係を考慮したうえで、税方式化による長期的な影響を調べることができる。我が国でのライフサイクル一般均衡モデルでの先駆的な研究としては、本間・跡田・岩本・大竹（1987）が存在する。彼らは Auerbach and Kotlikoff（1983）型のライフサイクル一般均衡モデルを利用して、高齢化社会における財源調達手段としての年金消費導入の効果を分析している。モデルの特徴としては、労働供給を内生化した55期間モデルとなっているところにある。生産部門に関しては Auerbach and Kotlikoff（1983）と同様に1部門に簡略化されている。彼らは、年金の財源調達方式としての比例所得税と消費税の比較をおこなっている。厚生年金の保険料は、所得を基準として比例的に徴収されており、この想定は税方式化にともない社会保険料を引き下げ、消費税で代替するケースと経済学的には同じと考えてよい。分析の結果としては、「高齢化社会における消費税の導入は資本蓄積を促進し、高い負担のもとで高い厚生水準を実現する可能性がある」とされている²⁾。

表1に示されているその他の研究においても、基本的には Auerbach and Kotlikoff（1983）型のライフサイクル一般均衡モデルが利用されている。上村（2001）は、本間・跡田・岩本・大竹（1987）と同様に、労働供給を内生化したうえで、死亡確率、流動性制約の導入などの拡張をおこなっている。また年金制度についてもより精緻化をはかり、老齢基礎年金と老齢厚生年金を明確に区分したモデルとなっている。彼は、老齢厚生年金の縮小と国庫負担比率の引き上げを分析し、「将来世代にとって公的年金の縮小化や国庫負担率の引き上げにともなう消費税の増税は、経済効率性の観点からは望ましいが、改革時の現役世代にとってあまり好ましいものではなく、その意味では将来世代と現役世代の利害が対立する」と結論づけている³⁾。さらに佐藤・上村（2006）は、上村（2001）のモデルをベースとして、死亡確率を導入したままで、効用関数にも遺産を導入することで、意図せざる遺産と意図的な遺産の双方が発生するというモデルへの拡張をおこない、一般会計と年金会計、労働所得税、利子所得税、消費税、相続税、年金保険料、年金所得税、年金消費税を想定することで制度面での精緻化をおこなっている。彼らは、「年金財源の一部を消費税、あるいは年金課税によりまかなえば、2004年改正以上に年金収益率や高い経済厚生を確保を実現できる」と指摘している⁴⁾。島澤諭（2004）も Auerbach and Kotlikoff（1987）型のライフサイクル一般均衡モデルを利用したシミュレーション分析をおこなっており、「年金財源を消費税に求める制度改革は、引退世代や現行の年金制度下においてある程度年金負担を行っている世代の効用水準を低下させはするものの、労働供給を増加させるなど経済を活性化させ、将来世代の効用

2) 本間・跡田・岩本・大竹（1987）P169引用。

3) 上村（2001）p.224引用。

4) 佐藤・上村（2006）p.170引用。

水準を増加させる」と述べている⁵⁾。

橋本他（2006）は、労働供給は外生として簡略化しているものの Alftig et al.（2001）のモデルに、細分化された公共支出を効用関数に組み込むことで拡張をおこなったものだ。彼らは、公的医療保険と公的介護保険の財源調達手段としての社会保険料、利子所得税と消費税を比較し、「人口構造の高齢化の程度に注目して、2005年時点の定常状態と2050年時点の定常状態を比較すると、消費税への財源シフトによる社会厚生改善度は2050年時点で遥かに大きいものであった。したがって、パラメータ設定に注意を払うべきであるものの、高齢化が進行した社会においては、社会保険料や利子所得税から消費税へのシフトがより望ましいものになると結論付けることができる。」と述べている⁶⁾。

以上のような Auerbach and Kotlikoff（1987）型のライフサイクル一般均衡モデルを利用したシミュレーション分析のほとんどが、各世代に代表的家計を仮定しているのに対して、同一世代内に世代内格差を想定しているものが宮里・中田・金子（2006）である⁷⁾。同一世代内に所得格差を想定することで、消費税の持つ逆進性の影響を意識した分析が可能となっている。彼らは、「基礎年金の財源をすべてまかなう場合には、消費税率上昇の影響が大きく、社会的厚生は、ベースケースや国庫負担の引き上げを追加的な消費税の引き上げでまかなう場合よりも低下する」とし、消費税の税方式化よりも国庫負担を2分の1に引き上げ、その財源を消費税でまかなうことで、「2020年より後の将来世代の社会的厚生がもっとも高くなる」と述べている⁸⁾。

以上のようなライフサイクル一般均衡モデルによる分析では、財源調達手段としての消費税導入に肯定的な結果を導き出している研究が多い。ただし、宮里・金子（2001）などでは、消費税の逆進性についての懸念が表明されている。また、これらのシミュレーション・モデルでは、保険料の雇用主負担と保険料の本人負担を明確に分離した分析はおこなわれていない。

このようなライフサイクル一般均衡モデルでのシミュレーションに対しては、賃金税と消費税の等値性の観点からの批判も存在している。ライフサイクルモデルにおいては、生涯の予算制約にもとづき、生涯の消費を決定するために、消費税と賃金への比例課税は税収中立のもとでは生涯の予算制約に全く同じ効果をもたらすことになるというのが等値性の考え方だ。麻生（2009）は、「賃金税と消費税は基本的に等価だが、移行の際に一時点での税収中

5) 島澤論（2004）p.9引用。

6) 橋本他（2006）p 16引用。

7) 彼らのシミュレーションは、宮里・金子（2001）のモデルを使用している。世代内の格差は考慮されているものの、労働供給に関しては外生的に取り扱われている。

8) 宮里・中田・金子（2006）p 137引用。

立の制約を課すと、これが世代間移転を発生させ、資本蓄積を促進する」と述べている⁹⁾。さらに「各世代の各時点における消費行動は、生涯所得の変化だけでなく、その世代の余命にも依存し、余命の長い世代ほど、生涯所得の変化を残された人生の期間に広く薄く拡散させる。したがって、消費税移行時からしばらくの間、負担増となった世代の消費の抑制が負担減となった世代の消費の拡大を上回ることになる」と述べている¹⁰⁾。これは、定常状態の比較のみのシミュレーションでは、移行期の資本蓄積の効果を正しく捉えられないことを示唆するものだ。

次に、ライフサイクル一般均衡モデル以外の公的年金の税方式化に関する数量的な分析についてもまとめたものが表2である。高山（1998）は、『全国消費実態調査』を使用し、基礎年金給付の3分の2を年金消費税でおきかえた場合の負担の増減を試算（1998年度）している。この際の年金消費税の税率は3.2%に設定している。彼は、「夫婦ともに被用者の場合、年金保険料本人負担減1万1,600円（2人分）、年金消費税分1万円となり、ネットで月額1,600円の負担減が見込まれる。事業主負担減の一部が賃金増につながればネットの負担減はサラリーマン本人にとってもっと多くなる。」と述べている。彼は、社会保障会議とは異なり、消費税の優位性を指摘していることになる。一方、橋本（2000）は、各年の『家計調査年報』の年齢階級別のデータを加工し、出生年次別のコーホート・データを作成し、各世代の過去の給付と負担も考慮したうえで、1997年に厚生省（当時）が発表した「21世紀の年金を選択する—年金改革・5つの選択肢—」に関する世代別の公的負担を比較している。5つの選択肢とは

- A 案：現行制度の給付設計を維持する
- B 案：厚生年金保険料率を月収の30%以内にとどめる案
- C 案：厚生年金保険料率を年収（ボーナスを含む）の20%程度にとどめる案、
- D 案：厚生年金保険料率を現状程度に維持する案
- E 案：厚生年金の廃止（民営化）案

表2 税方式化に関する既存研究

	データ	主要な結果
高山（1998）	全国消費実態調査	夫婦ともにサラリーマンならネットで負担減
橋本（2000）	コーホートデータ （家計調査）	基礎年金を税方式化した場合、給付負担比は現行制度よりも悪化
呉（2009）	コーホートエフェクト （全国消費実態調査）	税方式化は、生涯公的負担を増大させるが、保険料引き下げが賃金に還元される場合には、生涯可処分所得が増加する。

9) 麻生（2009）p.319引用。なお、賃金税は、経済学的には年金保険料の本人分に相当している。

10) 高山（1998）p.126引用。

というものであった。橋本（2000）は、E案については基礎年金部分を税方式化するものとして試算し、「給付公的負担比を各世代についてA案とE案を比較すると、…中略…やはりすべての世代について、E案は現行制度よりも悪化している。」と述べており、税方式化がかえって負担を重くするという社会保障国民会議と同様の結果を導き出している。橋本（2000）の分析が代表的家計についての分析にとどまっているのに対して、単身者世帯、共稼ぎ世帯など世帯類型別の分析をおこなっているのが呉（2009）である。その分析では、コーホートエフェクトを利用した生涯公的負担の計測が行われており、社会保障国民会議では無視された社会保険料控除廃止にともなう所得税増収と雇用主負担廃止による法人税増収大も考慮している¹¹⁾。また、雇用主負担廃止が賃金増加につながるケースも試算されている。分析の結果としては、「保険料の税方式化は保険料の減少分が賃金として勤労者に還元されようがされまいが、生涯の公的負担合計で増大をもたらす。しかし、保険料の減少分が賃金に還元された場合、生涯での可処分所得が増大をもたらす。」としている¹²⁾。

2.2 雇用主負担の帰着に関する先行研究

以上でみてきたように、ライフサイクル一般均衡モデルによる分析では、雇用主負担に関する議論はほとんどおこなわれていない。社会保障国民会議の分析に代表される数量的な分析においても雇用主負担に関する議論はほとんどおこなわれていない。そこで以下では雇用主負担の帰着に関する先行研究をみておくことにしよう。

表3は、雇用税の帰着に関する理論分析をまとめたものである。岩本・濱秋（2009）は、社会保障給付の便益が考慮されるケースとされないケースについてサーベイをおこなっている。社会保障給付の便益が考慮されない場合は、「労働供給が完全に非弾力的な場合、あるいは労働需要が完全に弾力的な場合、負担はすべて労働者に帰着する」と指摘している¹³⁾。労働者が社会保障給付を便益と意識する場合は¹⁴⁾、「社会保険料の変化は雇用を変化させず、労働者の手取り賃金が保険料分だけ変化」と述べている¹⁵⁾。さらに、「社会保険料負担の一部が給付の便益と感じられる場合には、労働需要と労働供給の賃金弾力性に依りて、事業主と労働者に負担がおよぶ」として、「帰着の結論は労働需要と労働供給の賃金弾力性に依存す

11) 呉（2009）では「税方式化にともなうマクロレベルでの所得税と法人税の増収分を税方式の財源である消費税率を抑えると、消費税率は0.4%程度抑えることができる。」とされている。

12) 呉（2009）p.16引用。

13) 岩本・濱秋（2009）p.39引用。

14) 労働者が社会保障給付を便益と感じるケースについての分析については Summers（1989）を参照されたい。

15) 岩本・濱秋（2009）p.41引用。

表3 雇用税の帰着に関する主な理論分析

	分析手法	主な結果
岩本・濱秋（2009）	部分均衡	労働供給が完全に非弾力的な場合、負担はすべて労働者に帰着する。
本間（1982）	一般均衡 （労働供給外生）	一般雇用税は労働者に完全に帰着。
木村（2009）	一般均衡 （労働供給内生）	雇用税は労働者に帰着（帰着の程度は弾力性に依存）。

るので、理論的な考察だけでは最終的な負担は決められない。」としている¹⁶⁾。雇用税の帰着に関して、一般均衡分析の枠組みで理論分析をおこなっているものが本間（1982）、木村（2009）である。本間（1982）は、2財2要素の静学的租税帰着モデルを利用し、代表的家計、労働供給外生の仮定をおいたうえで、全産業に共通の税率が適用される一般雇用税の場合¹⁷⁾について、「一般雇用税は、その税率の上昇を丁度相殺するように賃金・利潤比率を下落させ、労働に対して全税負担をかける。」としている¹⁸⁾。この命題が、企業の雇用主負担は最終的には家計の負担となるという考え方の根拠となっている。この本間命題を直感的に説明すると、企業が利潤最大化行動をとっている場合には「雇用税込み賃金率＝労働の限界生産物価値」が成立しており、雇用税の引き上げは賃金率を下落させることになるわけだ。ただし、本間命題は、家計は代表的家計を想定という仮定に依存しており、労働供給も外生的に取り扱われている。これに対して、年金受給者と勤労所得者の2つのタイプの家計を想定し、労働供給を内生化して、静学的租税帰着分析をおこなったのが木村（2009）である。木村は、雇用税は労働者に帰着するものの、その程度は弾力性に依存するとしている。ただし、木村の分析では生産部門は1部門に簡略化されたものとなっている。

以上のように雇用税の帰着に関する理論分析では、雇用税は労働者に帰着する可能性が高いものの、その帰着の程度は弾力性に依存するとされており、その意味では実証分析の重要性が高いことがわかる。

そこで、我が国における雇用税に関する最近の実証分析をまとめたものが表4である。まず、健康保険の雇用主負担の従業員への帰着を主張しているのがKomamura and Yamada（2004）である。彼らは、健康保険組合連合会編『健康保険組合の現勢』健康保険組合連合会編『健康保険組合事業年報』を利用し、健康保険と介護保険の雇用主負担が賃金に与える影響を分析し、「日本では、健康保険の雇用主負担の大部分は、賃金の減少という形で従業

16) 岩本・濱秋（2009）p37引用。

17) 一部の産業にのみ雇用税が課税されるケースでは、別の命題が導き出されている。詳しくは本間（1982）を参照されたい。

18) 本間（1982）p.38引用。

表4 わが国における雇用税の実証研究

	データ	主な結果
Komamura and Yamada (2004)	健康保険組合の現勢、健康保険組合事業年報	健康保険の雇用主負担の大部分は従業員に後転。
酒井・風神 (2006)	賃金構造基本統計調査	介護保険導入時の賃金下落を確認したものの、原因については確定できず。
Tachibanaki and Yokoyama (2008)	1972年から1998年の産業データ	従業員への後転はない、雇用主負担引き上げ時に賃金上昇あり。
岩本・濱秋 (2009)	毎月勤労統計月報	雇用主負担の賃金へ部分的転嫁の可能性あり。

員に後転されている」と述べている¹⁹⁾。ただし、彼らは介護保険については「一方、介護保険の雇用主負担については同様の証拠は見いだせなかった」としている²⁰⁾。酒井・風神(2006)は、介護保険の事業主負担の帰着に関する実証分析を試みている。彼らは、介護保険導入時の40歳以上とそれ以下のグループの賃金の変化を検証している。介護保険の保険料は40歳以降に適用されるために、介護保険実施前後で賃金率の変化を測定すれば、介護保険の雇用主負担による賃金への影響が測定できると考えたわけだ。彼らは、介護保険導入時点での賃金下落は観察できるが、その下落が雇用主負担の増加によるものかどうかを特定することはできなかったとしている。

このような雇用主負担の引き上げが賃金の下落をもたらすという実証研究の結果に対して、正反対の見方を示したものがTachibanaki and Yokoyama (2008)である。1972年から1998年の産業データを用いた賃金関数を推計することで、社会保険料の労働者への帰着に関する実証分析をおこなっている。その結果として彼らは、「従業員への後転は観察されない」としている²¹⁾。

このように実証研究において正反対の結果が生じた理由は、雇用主負担の引き上げによる影響とその他の経済環境による変化を分離することが難しいためである。Tachibanaki and Yokoyama (2008)の結果は、推計期間における賃金の上昇傾向を分離できていないと指摘したのが岩本・濱秋(2009)である。彼らは、Tachibanaki and Yokoyama (2008)の分析手法を改善した結果として、「Tachibanaki and Yokoyama (2008)の推定式にトレンド変数を加えて賃金の時系列的な上昇をコントロールすれば、保険料率の係数の値は有意に正とならず、理論と整合的な負の値が得られる」と述べている²²⁾。さらに、労災保険の保険料を事業主負担に含めた推定、鉱業と不動産業の標本を除外した推定により、「単に推定式にトレンド項を加えるだけの場合よりも事業主保険料率の係数は理論的に予想される範囲に近い値をとる。」

19) Komamura and Yamada (2004) p.579 引用。

20) Komamura and Yamada (2004) p.579 引用。

21) 岩本・濱秋 (2009) p.44 引用。

22) 岩本・濱秋 (2009) p.57 引用。

と述べている。

雇用主負担の帰着に関しては、企業アンケートによる分析もおこなわれている。酒井(2009)は、「企業が事業主負担増に応じて賃金を調整する場合には、賞与について調整することがわかった。その一方で福利厚生によって調整することは少なかった」と述べている²³⁾。また、「雇用を調整する場合には、採用を手控えるということがもっとも多いものの、正規雇用から非正規雇用への代替ということも多く考えられている」としている²⁴⁾。

3. 静学的応用一般均衡モデルによるシミュレーション

この節では、静学的応用一般均衡モデルによるシミュレーション分析をおこなう²⁵⁾。シミュレーション分析では、最終的な影響がどのような経路を通じて生じたものかを解明することに役立つであろう。

3.1 シミュレーションモデルの概要

まず、家計行動のモデルを構築していこう。社会には2期間生存する家計 $m(m=1,2)$ が存在している。家計の効用関数には以下のような nested CES 型効用関数を仮定する。

$$U = \left[(1-\beta)H^{-\mu} + \beta(\bar{L} - L_S)^{-\mu} \right]^{-\frac{1}{\mu}} \quad (1)$$

$$H = \left[\alpha C_P^{-\eta} + (1-\alpha)C_F^{-\eta} \right]^{-\frac{1}{\eta}} \quad (2)$$

$$C_P = \prod_{j=1}^2 X_{P_j}^{\lambda_j} \quad (3)$$

$$C_F = \prod_{j=1}^2 X_{F_j}^{\lambda_j} \quad (4)$$

ここで、(1) 式は家計の効用 U が合成消費 H と労働の初期保有量 \bar{L} から労働供給 L_S を差し引いた余暇に依存することを示している。(2) 式は、 H が現在消費 C_P と将来消費 C_F を選択する合成消費に関する効用関数であることを示している。 C_P は現在の2個 ($j=1, \dots, 2$) の個別消費財需要 X_{P_j} から構成される現在消費である。 C_F は将来の2個の個

23) 酒井 (2009) p86. 引用。

24) 酒井 (2009) p86 引用。

25) 本稿で用いるモデルは、橋本 (2009) をベースとしたものである。

別消費財需要 X_{F_j} から構成される将来消費である。(1) 式の β はウェイト・パラメータ、(2) 式の α はウェイト・パラメータ、(3) (4) 式の λ_j は消費に占める第 j 消費財のウェイト・パラメータである。また $1/(1+\mu)=\varepsilon$ は H と余暇 ($\bar{L}-L_S$) の代替の弾力性、 $1/(1+\eta)=\sigma$ は C_P と C_F の代替の弾力性となる。なお、各家計の添え字は煩雑化をさけるために省略している。

家計の予算制約は

$$p_H H = (1 - \tau_y - \tau_s) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B \quad (5)$$

とする。ただし、 p_H は消費に関する効用関数 H の合成価格、 w は賃金率、 $w L_S$ は給与収入、 τ_y は所得税の限界税率、 τ_s は社会保険料率（本人分）、 G は所得税の課税最低限、 τ_r は利子所得税率、 \bar{K} は家計が保有する資本、 r は資本価格、 B は家計が受け取る社会保障給付である。この式では、各家計は一定の限界税率と課税最低限から構成される線形所得税に直面しているという仮定にもとづいている。

(4-1)、(4-2) に関する効用最大化問題を解けば、次のような労働供給関数を得ることができる。

$$L_S = \frac{k \bar{L} \left\{ (1 - \tau_y - \tau_l) w \right\}^\varepsilon p_H^{(1-\varepsilon)} - \tau_y G - (1 - \tau_r) r \bar{K} + B}{(1 - \tau_y - \tau_l) w + k \left\{ (1 - \tau_y - \tau_l) w \right\}^\varepsilon p_H^{(1-\varepsilon)}}, \quad k = \left(\frac{1 - \beta}{\beta} \right)^\varepsilon \quad (6)$$

効用関数 H に関する予算制約式は以下のようなになる。

$$p_P C_P + p_F C_F = (1 - \tau_y - \tau_l) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B \quad (7)$$

ただし、 p_P は現在消費に関する効用関数 C_P の合成価格、 p_F は将来消費に関する効用関数 C_F の合成価格である。

(2) と (7) に関する効用最大化問題により以下が成立する。

$$C_P = \frac{\alpha^\sigma \left\{ (1 - \tau_y - \tau_l) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B \right\}}{p_P^\sigma \left\{ \alpha^\sigma p_P^{(1-\sigma)} + (1 - \alpha)^\sigma p_F^{(1-\sigma)} \right\}} \quad (8)$$

$$C_F = \frac{(1 - \alpha)^\sigma \left\{ (1 - \tau_y - \tau_l) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B \right\}}{p_P^\sigma \left\{ \alpha^\sigma p_P^{(1-\sigma)} + (1 - \alpha)^\sigma p_F^{(1-\sigma)} \right\}} \quad (9)$$

(8) 式、(9) 式はそれぞれ現在消費と将来消費の需要関数である。現在消費 C_P と将来消費 C_F の選択に関する予算制約式をそれぞれ次のように与える。

$$\sum_{j=1}^{10} q_j X_{P_j} = (1 - \tau_y - \tau_l) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B - S \quad (10)$$

$$\sum_{j=1}^{10} q_j X_{F_j} = S \{1 + (1 - \tau_r) r\} \quad (11)$$

ただし、 q_j は税込み財価格であり、 τ_C を間接税率、 p_j を生産者価格とすれば、

$$q_j = (1 + \tau_{Cj}) p_j \quad (12)$$

が成立する。また、 S は家計の貯蓄を示し、 $p_F C_F$ は将来消費の価値であるので、貯蓄 S に等しくなる。よって次式が成立する。

$$p_F C_F = S \quad (13)$$

(3) 式、(10) 式および (4) (11) に関する効用最大化問題をそれぞれ解くと、次のような現在と将来の需要関数 X_P 、 X_F がそれぞれ得られる。

$$X_{P_j} = \frac{\lambda_j \{ (1 - \tau_r - \tau_l) w L_S + \tau_y G + (1 - \tau_r) r \bar{K} + B - S \}}{q_j} \quad (14)$$

$$X_{F_j} = \frac{\lambda_j S \{1 + (1 - \tau_r) r\}}{q_j} \quad (15)$$

さらに、合成価格については以下のような関係が成立している。

$$p_P = \prod_{j=1}^2 \left\{ \frac{q_j}{\lambda_j} \right\}^{\lambda_j} \quad (16)$$

$$p_F = \prod_{j=1}^2 \left\{ \frac{q_j}{\{1 + (1 - \tau_r) r\} \lambda_j} \right\}^{\lambda_j} \quad (17)$$

$$p_H = \left[\alpha^\sigma p_P^{(1-\sigma)} + (1 - \alpha)^\sigma p_F^{1-\sigma} \right]^{1/(1-\sigma)} \quad (18)$$

次に、生産 Q を産出する第 j ($j=1,2,3$) 産業に関しては、次のような資本 K と労働 L を投入する CES 型の生産関数を想定する。なお、煩雑化をさけるために、産業を示す添え字は省略する。

$$Q = \Phi \left(\delta L^{\frac{\varphi-1}{\varphi}} + (1-\delta)K^{\frac{\varphi-1}{\varphi}} \right)^{\frac{\varphi}{\varphi-1}} \quad (19)$$

Φ は効率パラメータ、 δ は分配パラメータ、 φ は代替の弾力性を示すパラメータである。なお、第3産業は公共財産業であると想定する。産出1単位あたりの費用最小化要素需要を求めると以下ようになる。

$$\frac{L}{Q} = \frac{1}{\Phi} \left[\delta + (1-\delta) \left(\frac{\delta r(1+\tau_k)}{(1-\delta)w(1+\tau_l)} \right)^{(1-\varphi)} \right]^{\frac{\varphi}{1-\varphi}} \quad (20)$$

$$\frac{K}{Q} = \frac{1}{\Phi} \left[\delta \left(\frac{(1-\delta)w(1+\tau_l)}{\delta r(1+\tau_k)} \right)^{(1-\varphi)} + (1-\delta) \right]^{\frac{\varphi}{1-\varphi}} \quad (21)$$

ただし、 τ_k は資本税の税率、 τ_l は雇用税の税率（社会保険料の雇用主負担分）である。これらを用いれば、利潤ゼロ条件により生産者価格 P を要素価格の関数として表すことができる。

$$p = (1+\tau_l)w \frac{L}{Q} + (1+\tau_k)r \frac{K}{Q} \quad (22)$$

最後に、政府行動を定式化しよう。政府は、消費税、勤労所得税、利子所得税、資本税、および社会保険料により財源を調達し、公共財供給ないし社会保障給付へ支出するものとした。政府の一般会計における予算制約式は次のようになる。

$$R = \sum_{m=1}^2 \sum_{j=1}^2 \tau_{c_j} p_j X_{p_j} + \sum_{m=1}^2 \tau_y (wL_s - G) + \sum_{m=1}^2 \tau_r r \bar{K} + \sum_{j=1}^3 \tau_k K + \sum_{m=1}^2 \tau_s L_s + \sum_{m=1}^2 \tau_l^i \quad (23)$$

このようにして調達された総税収は、家計への社会保障給付、政府の財サービスの購入、公共財供給に支出されるものとした。

$$Q_3 = \frac{(1-\gamma-\kappa)R}{P_3} \quad (24)$$

ただし、 γ は一般会計予算における社会保障給付のシェア、政府の財サービス購入予算比率を κ は一般会計予算における政府の財サービス購入のシェア、 p_{11} は公共財価格、 Q_{11} は公共財の供給量とする。社会保障給付の総額と各家計の社会保障給付受取額の間には以下の関係が成立するものとする。

$$B_m = \gamma_m \gamma TR \quad (m=1, \dots, 10) \quad (25)$$

ただし、 γ_m は第 m 家計の社会保障給付のシェアであり、 B_m は第 m 家計の社会保障給付受取額、 TR は政府の予定税収である。政府の税収 R でなく予定税収 TR を使用しているのは、家計の労働供給は社会保障給付の受取額に依存しているため、均衡以外では政府税収 R と予定税収 TR が一致しないためである。

財市場と生産要素市場において需要と供給が一致することで一般均衡が成立する。 X_{I_j} を企業の投資需要、 X_{G_j} を政府の財・サービス購入とすると、以下の式が成立する。

$$Q_j = \sum_{m=1}^2 X_{P_j} + X_{I_j} + X_{G_j} \quad (4-27)$$

ただし、投資需要 X_{I_j} は、

$$X_{I_j} = \eta_j \frac{\sum_{m=1} S_m}{p_j}$$

という関係が成立するものとして求めた。ここで η_j は第 j 産業の投資配分パラメータである。また政府消費需要は

$$X_{G_j} = \Omega_j \frac{\kappa TR}{p_j}$$

という関係が成立するものとして求めた。ここで Ω_j は第 j 産業の政府の財サービス購入の配分パラメータである。

労働、資本および政府の集計的超過需要関数 ρ_l, ρ_k, ρ_R は以下のように表される。

$$\begin{aligned} \rho_l &= \sum_{j=1}^3 L_j - \sum_{m=1}^{10} L_S \\ \rho_k &= \sum_{j=1}^3 K_j - \sum_{m=1}^{10} \bar{K} \\ \rho_R &= R - TR \end{aligned}$$

したがって、このモデルの均衡解は、これらの式で示される超過需要関数をゼロにするような w 、 r 、 TR の組み合わせを求めることで得られる。

3.2 短期的な効果

上記で提示したモデルに数値例を設定することで、企業の雇用主負担の帰着に関するシミュレーション分析をおこなうことにしよう。表5は、標準ケースでの家計のパラメータをまとめたものである。本稿では、家計1を貧困層、家計2を富裕層と想定し、家計1は資本を全く所有せず、労働保有もわずかしか保有しないものと設定した。消費財については、第1財、第2財のみが存在するとし、第1消費財は食料品など生活必需品であり、第2財はそれ以外の消費財をイメージして、第1消費財の消費シェアの方が高いものとし、かつ貧困層の方が第1消費財の消費シェアが高くなるものと想定した。社会保障給付の配分については、貧困層にのみ社会保障給付が配分されるものとし、 γ_1 を1とし、 γ_2 をゼロにしている。

表6は、標準ケースでの政府関連パラメータをまとめたものである。ここで賃金税は、社会保険料の雇用主負担に相当するものである。

表7は、標準ケースでの企業のパラメータをまとめたものである。本稿では、産業3は、公共財生産産業と想定している。政府消費については、消費財を生産している産業1、産業2のみから政府が購入するものと想定した。以下では、このようなパラメータのもとでのシミュレーション結果についてみていくことにしよう。

表5 標準ケースでの家計のパラメータ

	家計1	家計2
労働保有 (L)	100	2,500
資本保有 (K)	0	5,000
消費財1へのシェア (λ)	0.7	0.6
消費財2へのシェア (λ)	0.3	0.4
貯蓄のシェアパラメータ (a)	0.5	0.5
労働供給のシェアパラメータ (β)	0.01	0.01
貯蓄の代替パラメータ (σ)	0.2	0.2
労働の代替パラメータ (ε)	0.1	0.1
社会保障給付配分比率 (γ_m)	1	0

表6 標準ケースでの政府関連パラメータ

消費税率 (tc)	0.05
利子所得税	0.2
給与所得税限界税率	0.1
所得税課税最低限	10
社会保険料本人分	0.0915
賃金税 (tl)	0.0915
資本税	0.3
社会保障給付対税率比	0.15
政府の財サービス購入比率	0.6

表7 標準ケースでの企業のパラメータ

	産業1	産業2	産業3
効率パラメータ (ϕ)	2	1.5	2.2
シェアパラメータ (δ)	0.7	0.1	0.4
代替パラメータ (ψ)	0.4	0.4	0.4
政府消費の配分パラメータ	0.7	0.3	-

[保険料の引き下げのみの影響]

まず、保険料率のみを1%減少させた場合の各変数の動きをまとめたものが表8である。保険料率を1%減少させた場合には、第1階級の労働所得は増大していることがわかる。まず、保険料率の引き下げは、課税後賃金率を上昇させる。課税後賃金率が上昇した場合には、代替効果と所得効果が相反する方向で働くことになる。代替効果としては、課税後賃金率の上昇により労働供給は増加する。所得効果としては労働供給は減少する。第1階級の場合には、賃金率の上昇により労働供給が増加する。さらに所得効果としては課税後賃金率の変化による所得効果により労働供給が減少する効果を、保険料率低下による税収低下が社会保障給付の減少を生じることで、マイナスの所得効果が働き、労働供給増加の効果が生じている。つまり、第1階級では、自らの賃金率増加による労働供給増加効果と、社会保障給付削減により生活水準を維持するための追加的な労働供給増加の効果が生じているわけだ。

一方、第2階級では、保険料率の低下にともない、労働所得が減少していることがわかる。第2階級では、代替効果による労働供給増大を所得効果による労働供給減少効果が上回っていることになる。つまり、賃金率の上昇と社会保障負担の低下により、これまでよりも少な

表8 保険料1%減の影響

	基準ケース		保険料1%減		変化率	
	1	2	1	2	1	2
階級						
労働所得	40.3	1,818.9	41.0	1,815.0	1.76%	-0.22%
資本所得	0.0	769.9	0.0	769.3	—	-0.08%
合成消費量	86.0	978.6	85.1	985.6	-1.07%	0.71%
余暇	59.7	681.1	59.0	685.0	-1.19%	0.59%
効用	83.8	954.6	82.9	961.1	-1.09%	0.69%
所得税	3.0	180.9	3.1	180.5	2.34%	-0.22%
利子所得税	0.0	154.0	0.0	153.9	—	-0.08%
消費税	4.4	52.0	4.4	52.4	-1.09%	0.69%
社会保険料	3.7	166.4	3.3	147.9	-9.36%	-11.12%
社会保障給付	144.8	0.0	141.9	0.0	-2.02%	—
可処分所得	178.4	2,087.5	176.5	2,101.9	-1.09%	0.69%

い労働供給でより高い満足度が得られているわけだ。

このように第1階級と第2階級では、保険料引き下げにより全く異なる影響を受けることになる。第1階級は、労働所得がほとんどなく、基準ケースにおいてほとんど保険料を負担しておらず、主として第2階級が負担している税収からの社会保障給付に所得の大部分を依存している。現実の世界に置き換えて考えれば、保険料の引き下げは、現役労働者に対して恩恵をもたらし、年金生活者に対してはメリットを生じないということになる。

[雇用税のみの引き下げ]

表9は、雇用税（社会保険料の雇用主負担）の1%減の影響を示したものである。雇用税の引き下げによる各変数の影響についての符号は、社会保険料の引き下げの場合と全く同じである。雇用税の引き下げも社会保険料の引き下げと同様に、課税後の賃金率を上昇させる効果を持つ。ただし、雇用税の引き上げの場合には、課税後の賃金率の上昇の多くは、課税前の賃金率の上昇によるものとなる。第1階級の労働所得増加効果は、社会保険料の引き下げのときよりも小さく、効用の減少率も小さくなっている。第2階級の労働所得減少効果は、社会保険料引き下げ時よりも小さく、効用増大の増加率が小さくなっている。

表10は、雇用税・社会保険料引き下げによる相対価格の変化を示したものである。雇用税の1%の引き下げにより賃金率は1%近く上昇することがわかる。一方、社会保険料を1%引き下げた場合には、直接的には課税前賃金率に影響が及ばないために、相対価格の変化も小さくなっていることがわかる。つまり、雇用税の引き下げと社会保険料の引き下げは、課税後賃金率をともに上昇させるものの、社会保険料の引き下げではその上昇は税率の引き

表9 雇用税1%減の影響

	基準ケース		雇用税1%減		変化率	
	1	2	1	2	1	2
階級						
労働所得	40.3	1,818.9	40.9	1,816.2	1.35%	-0.15%
資本所得	0.0	769.9	0.0	762.7	—	-0.94%
合成消費量	86.0	978.6	85.3	983.5	-0.83%	0.49%
余暇	59.7	681.1	59.1	683.8	-0.92%	0.41%
効用	83.8	954.6	83.1	959.1	-0.85%	0.48%
所得税	3.0	180.9	3.1	180.6	1.80%	-0.15%
利子所得税	0.0	154.0	0.0	152.5	—	-0.94%
消費税	4.4	52.0	4.4	51.8	-1.73%	-0.42%
社会保険料	3.7	166.4	3.7	166.2	1.35%	-0.15%
社会保障給付	144.8	0.0	141.4	0.0	-2.39%	—
可処分所得	178.4	2,087.5	175.4	2,079.5	-1.69%	-0.38%

表10 雇用税・社会保険料引き下げによる相対価格の変化 ($\varepsilon=0.1$)

	w/r
社会保険料1%減	0.0805%
雇用税1%減	0.9451%

下げによるものであり、雇用税の引き下げの場合には、課税前の賃金率の上昇によるものとなるわけだ。

[消費税率引き上げのみの影響]

表11は、消費税率引き上げのみの影響をまとめたものだ。この表によると、消費税を引き上げた場合には、家計1の効用は増加、家計2の効用がマイナスになっている。家計1の効用が増加するのは、消費税率の引き上げにより、社会保障給付が増大するためである。社会保障給付の増大により、家計1は労働供給を減少させ、余暇が増加し、結果として効用水準が増大することになる。一方、家計2は、消費税があがると、労働供給を増大させ、余暇が減少し、効用は減少することになる。

このシミュレーション結果は、本稿のモデルでの家計1は、所得に占める社会保障給付の比率が高く、消費税率の引き上げは、社会保障給付の増大につながると想定したこと生じたものだ。このことは、消費税率の引き上げは、社会保障給付の拡大へ結びつく場合には、高所得層よりもむしろ低所得層に有利となることを示唆している。

表11 消費税率引き上げのみの影響

階級	基準ケース		消費税率引き上げ		変化率	
	家計1	家計2	家計1	家計2	家計1	家計2
労働所得	40.3	1,818.9	40.2	1,823.4	-0.25%	0.24%
資本所得	0.0	769.9	0.0	773.5	—	0.47%
合成消費量	86.0	978.6	86.0	971.2	0.06%	-0.76%
余暇	59.7	681.1	59.8	676.6	0.17%	-0.65%
効用	83.8	954.6	83.9	947.6	0.09%	-0.74%
所得税	3.0	180.9	3.0	181.3	-0.34%	0.24%
利子所得税	0.0	154.0	0.0	154.7	—	0.47%
消費税	4.4	52.0	5.3	62.0	16.83%	16.15%
社会保険料	3.7	166.4	3.7	166.8	-0.25%	0.24%
雇用税	3.7	166.4	3.7	166.8	-0.25%	0.24%
資本税	0.0	231.0	0.0	232.1	—	0.47%
社会保障給付	144.8	0.0	146.9	0.0	1.42%	—

[税方式化の影響]

最後に税方式化による経済効果を見るために、保険料率引き下げと消費税率引き上げの差別的帰着をおこなう。すなわち、税収一定を達成するような、税率の組み合わせのもとでシミュレーションをおこなうこととしよう。差別的帰着においては、改革前の税制と改革後の税制において価格体系が変化することに注意しなければならない。消費税率の引き上げは、消費者価格を上昇させるために、改革前と同じ水準の公共財・サービスを提供するためには、より多くの名目税収が必要となるわけだ。実質税収を一定にするために、どのような価格を採用するかについてはさまざまな考え方がある²⁶⁾。本稿では、Shoven and Whally (1992) にしたがって、ラズパイレス指数を用いて実質税収を定義した。ラズパイレス指数は、

$$LAS = \frac{\sum_{j=1}^2 q_j^1 \sum_{m=1}^2 x_j^{m0}}{\sum_{j=1}^2 q_j^0 \sum_{m=1}^2 x_j^{m0}}$$

と示される。ここで、 x_j^{m0} は第 m 家計の基準年次 0 時点における第 j 消費財の数量であり、 q_j^0 は、基準年次 0 時点における第 j 消費財の消費者価格、 q_j^1 は比較年次 1 時点における第 j 消費財の消費者価格である。実質税収は、基準年次の税収をラズパイレス指数で割ることと求められることになる²⁷⁾。本稿では、社会保険料（雇用主負担と本人負担分の合計）を 1% ポイント低下させ、実質税収を一定に保つような消費税率を求めた。

表 12 は、税方式化が家計 1 と家計 2 に与える影響をまとめたものである。社会保険料を引き上げて、消費税率を引き上げた場合には、家計 1、家計 2 の労働所得が増加する。これは社会保険料の引き下げにより、賃金率が上昇するためである。家計 1 の賃金率の上昇が小さい家計 1 の労働の初期保有量が小さいからだ。税方式にともない、保険料をさげて消費税率をあげると消費者の効用は低下する。労働供給の弾力性を現実と同様に小さいと仮定したので労働へ課税したほうが超過負担が小さくなる。したがって、短期的には税方式化は効率面でのメリットが生じないこととなる。

26) 橋本 (1998) は、政府が公共投資のみをおこなうモデルにおいて、公共財価格を用いて実質税収一定のシミュレーションをおこなっている。

27) 本稿では、基準年次の税収を固定し、社会保険料を引き下げた場合に実質税収を調達可能な消費税率を反復計算によって求めた。

表12 税方式の影響

階級	改革後		改革前		変化率	
	家計1	家計2	家計1	家計2	家計1	家計2
労働所得	40.46	1,839.67	40.33	1,818.94	0.31%	1.14%
資本所得	0.00	785.81	0.00	769.88	—	2.07%
合成消費量	85.39	944.30	85.97	978.62	-0.68%	-3.51%
余暇	59.54	660.33	59.67	681.06	-0.21%	-3.04%
効用	83.32	921.99	83.81	954.56	-0.58%	-3.41%
所得税	3.05	182.97	3.03	180.89	0.41%	1.15%
利子所得税	0.00	157.16	0.00	153.98	—	2.07%
消費税	9.38	106.70	4.45	52.01	111.02%	105.16%
社会保険料	3.50	159.13	3.69	166.43	-5.17%	-4.39%
雇用税	3.50	159.13	3.69	166.43	-5.17%	-4.39%
資本税	0.00	235.74	0.00	230.97	—	2.07%
社会保障給付	153.04	0.00	144.84	0.00	5.66%	—

4. 税方式化についてのまとめ

この節では、本稿でのシミュレーション結果と先行研究での議論を踏まえて、公的年金の税方式化をどのように評価すべきかについてまとめよう。税方式化に関する論点は、効率性の観点、公平性の観点、国民年金の未納問題が挙げられる。

4.1 効率性の観点

公的年金の税方式を主張する論者の多くは、税方式化の財源として消費税を想定している。一方、現行の社会保険料方式は、被用者年金に関しては報酬比例方式が採用されており、経済学的には賃金税に分類されることになる²⁸⁾。したがって、税方式化に関する財源調達に関して、消費税と賃金税のいずれが優れているかという点に関心が払われている。

効率性の観点からは、先述したように、既存のライフサイクルモデルの分析結果から消費税の優位性を主張するものが多い。たとえば、高山（2000b）は、消費税による税方式について「税負担もライフステージすべてに分散し、負担の平準化も期待することができる。現役世代だけに負担を押しつけがちな所得税や年金保険料とは、この点で異なる」と指摘している²⁹⁾。さらに、「厚生年金の保険料は賃金税の一種である。その引き上げは給与所得者の手取り収入を減らして消費支出を抑制する一方、企業の人件費負担を高め雇用リストラを促進

28) 社会保険料の本人負担部分は、比例的な給与所得税とも考えられる。

29) 高山（2000b）p.115引用。

してしまう。」としている³⁰⁾。上村（2009）も「消費税よりも所得税のほうが家計による労働と余暇の選択に歪みを与える可能性が高い」と述べている³¹⁾。

このような、賃金税に比べて消費税の方が効率的であるという主張に対して批判をおこなっているのが麻生（2009）である。麻生の批判は、部分均衡モデルでの消費税と賃金税の等値性をその根拠としている。麻生（2009）では、「厚生年金加入者にとっては、賃金税から消費税への変更に過ぎず、この変更によって生涯負担が変わらなければ基本的には何の変化ももたらさない」と指摘されている。ただし、一般均衡モデルでは、生涯税負担が同じでも賃金税から消費税への変更は、異なる影響を与える。本稿の一般均衡モデルによるシミュレーションでは、基礎年金の消費税による税方式化は、社会保険料による税源調達に比べて、家計の厚生水準を低下させる可能性が高いことがわかった。労働供給が固定的に近い場合には、労働に課税する社会保険料のほうが消費税よりも超過負担が小さいからだ。本稿のシミュレーションでは、短期的な経済効果のみをみたものだが、長期的な経済効果をみたシミュレーション分析でも、税方式化がかならずしも効率面で有利とはいえないとする研究もある。たとえば、ライフサイクルモデルを用いた金子・中田・宮里（2006）では、税方式化は消費税率の大きな上昇を招くため、厚生水準を低下させることが指摘されている。

4.2 公平性の観点

税方式化での財源調達に関して懸念されるのが、公平性の問題である。消費税率の引き上げに際しては、負担の逆進性からの反対論が必ず巻き起こる。その一方で消費税の逆進性はそれほど懸念する必要はないという意見も多い。政府税制調査会は、平成19年11月の『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』のなかで、消費税の逆進性に関連して①税制全体の再分配効果に着目すべき②格差是正は、社会保障給付の方が効果的であり、社会保障の財源としての消費税なら再分配政策としても有効。③生涯を通じた担税力の指標としては、消費の方がむしろ優れている。④日本の税率水準では、複数税率化の必要性は乏しく、簡素化の観点から単一税率を維持すべき。と述べている。

税制全体の再分配効果に着目すべきという意見は、所得税の持つ累進制を考慮すれば、税制全体では、消費税の持つ逆進性は相殺されるというものだ。しかし、抜本的税制改革以降の税制改正において、所得税の最高税率の引き下げなど累進税率表の緩和がおこなわれ、直間比率の是正の観点から消費税率の引き上げがおこなわれてきており、この間の税制の持つ再分配効果は弱められる方向で税制改革が実施されてきたことを忘れてはならない。公的年

30) 高山（2000b）p.306引用。

31) 上村（2009）p.145引用。

金の税方式化にともない、消費税率を引き上げることは、税率引き上げと同時に所得税の累進性の強化などの措置が採られない限り、再分配効果を弱めてしまうことが懸念される。

格差是正の方策としては、社会保障給付の方が効果的であるというのは、多くの論者が指摘するところである。たとえば、高山（2000a）は「用途を年金財源として限定した消費税を想定すると、結果的に高所得者から低所得者に所得移転が起こることになり、逆進性の問題は消失する」と述べている³²⁾。しかし、公的年金の税方式化は、財源調達方式を社会保険料から税に変更するものであり、年金の給付水準を変えるものではない。消費税の税率引き上げによる「追加的な」逆進性の問題を解消してくれるわけではないことに注意が必要である。

生涯を通じた担税力の指標としては、消費のほうがむしろ優れているという見方は、経済学者の間では一般的な見方であると言ってよい。税制改革の理論として有名な支出税の考え方では、担税力の指標としては、所得よりもむしろ消費のほうが優れているとされている。生涯における所得と消費のパターンを比較すると、所得のほうが消費よりも変動が大きくなる。通常は若年期に多く労働をおこない、老年期に引退するからだ。さらにプロ野球選手のように若年期に高額報酬を手にするが、若くして引退し、収入が激減するようなケースも考えられる。このような所得稼得パターンの異なる個人を、累進的な所得税は公平に取り扱うことが難しい。各個人が生涯の所得を考慮して消費を決定するならば、消費パターンの違いは所得よりもマイルドなものとなり、生涯の担税力の指標としては所得よりも消費のほうが望ましいと言えることになる。このような生涯の担税力という観点から消費税の逆進性を考えるべきだとする意見は、大竹・小原（2005）、八塩・長谷川（2008）に見られる。大竹・小原（2005）は、低所得の引退世帯の存在が逆進性を生じている可能性を指摘し、生涯所得階級の消費税の負担額の計測結果より、「驚くべきことに、消費税は「累進的」である。最も低い生涯所得階級の消費税負担率は1.59%、最も高い階級の負担率は4.05%となっている」と述べている³³⁾。八塩・長谷川（2008）も、個票データによるマイクロ・シミュレーションにより、勤労者世帯と年金世帯を抽出し、「年金世帯の中には、現在の所得は多くなくとも、かつて多くの所得を稼ぎそれを資産で保有する豊かな世帯が多数含まれると考えられる。こうした世帯の消費税負担率はかなり高くなるが、これらはむしろ担税力がある世帯であり、この状況を「逆進性」とよぶことはできない。」としている³⁴⁾。同一世代内に異なる所得水準の家計を想定したうえで、生涯税負担を計測し、逆進性が観察されるかどうかを検証

32) 高山（2000a）p.116 引用。

33) 大竹・小原（2005）p.50 引用。

34) 八塩・長谷川（2008）p.11 引用。

したものが橋本（2009）である。橋本（2009）では、現行の消費税の逆進性は、それほど大きなものではないものの、一時点だけでなく、生涯所得に対しても逆進性が観察されることがあきらかにされている。

現行の水準では、消費税の逆進性の程度は小さく、複数税率化による逆進性の緩和策は徴税コスト面から考えて不必要だとする意見も多い。我が国の消費税の課税方式である帳簿方式のもとでは、食料品などの生活必需品をゼロ税率とする複数税率化を実施することは難しい。複数税率化には、EUで採用されているインボイス方式への移行が不可欠だ。しかし、商品の取引毎にインボイスを発行するインボイス方式は、納税コストと徴税コストの双方を引き上げることになる。現行の消費税率である5%は、EUでは軽減税率とされる水準であり、逆進性の問題はそれほど大きくないという見方は正しい。しかし、公的年金の税方式化は、消費税率の大幅な引き上げを必要とするため、現行の税率水準と同じ議論は成り立たなくなってしまう。

これらの点を考えると、税方式化に際しては、消費税の逆進性緩和措置の導入ないしは、消費税以外の税財源の活用が必要となる。消費税の逆進性緩和措置としては、複数税率化による方法と給付を組み合わせる方法の2つが考えられる。複数税率化については、徴税コスト、納税コストの問題があり、（旧）政府税制調査会の海外ヒヤリングでも複数税率化を実施している国でも批判的な見方が多いとされている³⁵⁾。一方、政権を獲得した民主党が検討対象としていることから近年注目されるようになったのが給付付き税額控除の一形態であるカナダのGST控除型の消費税税額控除である。

カナダのGST控除制度とは、カナダの付加価値税であるGST（Goods and Services Tax）について認められている給付付き消費税額控除制度のことである³⁶⁾。このGSTの納税の際には、一定所得以下の世帯に給付付き税額控除が認められている。金子（2008）によれば、「カナダでは3,250万人の国民の約7割が税務申告を行っているが、その税務申告書中p.1に「GST / HST 控除を申請する」旨の欄にチェックを記入するだけ」とされている³⁷⁾。

GST控除の基本的な考え方は、各世帯について基礎的な消費支出に対応した消費税相当額を給付しようというものである。この消費税税額控除による逆進性効果は、税収中立のもとで、複数税率化を実施した場合と比較するとはるかに大きい³⁸⁾。

35) 税制調査会「税制調査会海外調査報告（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）」税制調査会第15回総会・第18回基礎問題小委員会（2004年9月21日）提出資料。（<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryuu/pdf/b15kaia.pdf>）。

36) 1991年に税率7%で施行、税率13.5%の製造業者売上税（Manufacturers' Sales tax）に置き換えたもの。詳しくは金子（2008）を参照されたい。

37) 金子（2008）p.162引用。

38) 逆進性の緩和策としての給付付き税額控除については、橋本（2010）を参照されたい。

消費税以外の税財源の活用を主張している論者も多い。たとえば、上村（2009b）は「消費税を補完する社会保障財源として、公的年金課税と相続税は有力な候補」と指摘し、権丈（2009）も「年金目的相続税を創設して、相続税を基礎年金特別会計に繰り入れることができると長い間望んでいる」と述べている³⁹⁾。現行の公的年金制度には、従来から若い世代にとって不利な制度であるという世代間格差の問題が指摘されてきている。相続税で基礎年金の財源調達をおこなえば、当面は高齢世代が負担することになり世代間格差の縮小にもつながるといえる⁴⁰⁾。平成19年の相続税の課税件数は、4.2%にすぎない。現行の相続税の課税件数の低さは、高すぎる課税最低限によるものだ⁴¹⁾。世代間格差の是正の観点からは、年金目的の遺産税をあらたに広く薄く課税することで、国庫負担引き上げの財源として補完的に使用することも検討すべきだろう。

4.3 国民年金の未納問題

公的年金の税方式化に賛成している論者の多くが指摘しているのが、国民年金の未納問題の解決策として税方式化をおこなうべきだという考え方である。しかし、その一方で国民年金の未納は、年金財政を崩壊させることはなく、それほど心配すべきことではないという意見も見られる。たとえば、麻生（2009）は、「国民年金保険料の未納が年金財政一般に与える影響はそれほど大きくない」とし⁴²⁾、「国民年金の未納が増加し、将来の無年金者をまったく救済しないのであれば、むしろ年金財政は好転する」と述べている⁴³⁾。これは、マクロ的には、未納者の増加は将来の年金債務を減少させる効果を持つため、「年金財政」にとっては、かならずしも財政悪化につながらないためだ。ただし、無年金者による生活保護受給の増加など、社会保障全体ではマクロ的にも未納問題が財政に悪影響を及ぼす可能性も否定できない。

さらに、マクロ的にみて未納が問題とならないとしても、ミクロ的には未納者の増加が、加入者へのしわ寄せを生じてきたことは否めない。たとえば、川瀬（2007）は、「納付率が1996年度以降も85%で推移したと仮定した場合と比較して、2003年度時点で、被用者年金

39) 権丈（2009）p.85引用。

40) ただし、日本の相続税は、取得税であり税負担を遺産を受け取る世代が負担することになる。したがって、高齢者世代に負担させたいのであれば、アメリカのように遺産税を死亡者に課税したほうが整合的であろう。

41) 2009年現在の相続税の基礎控除は、5,000万円であり、法定相続人一人あたりの控除が1,000万円となっており、法定相続人が3人ならば、8,000万円を超える資産を残さないかぎり、相続税がかかることはない。

42) 麻生（2009）p.134引用。

43) 麻生（2009）p.325引用。

の加入者は年間1人あたり11,580円も多くの負担を強いられていた」という推計結果を公表している⁴⁴⁾。

国民年金の未納問題は、第1号保険加入者が加入者全体に占める比率が低いことにより、マクロ的な問題は少ないとしても、ミクロ的には問題があり、年金加入者の公的年金制度に対する信頼感を損なう点でも解決すべき課題であることは確かだと言えよう。国民年金の未納問題に関しては、税方式化と社会保険料方式の間での違いが強調されることが多い。ここで注意しなければならないのは、税方式化が自動的に国民年金の未納問題を解決してくれるわけではないという事実である。未納問題における税方式化のメリットは、消費税による財源調達とセットで考えられている。消費税ならば、国民すべてが消費に応じて比例的に税を負担するために、未納問題が解消されるというわけだ。しかし、消費税には、免税制度と簡易課税制度による「益税」の発生が指摘されている。近年の税制改正において簡易課税制度の見直し等で益税の規模は縮小してきたと考えられるものの、税方式に伴い消費税率を引き上げるならば、益税のさらなる縮小をめざして簡易課税制度の廃止も検討すべきだろう。また、民主党の年金改革案である所得比例年金においては、税方式化をおこない所得に比例する形での財源調達が採用される可能性がある。納税者番号制度の導入による正確な所得捕捉がおこなわれなければ、国民年金の未納問題と同様の問題をより規模を拡大して引き起こすことになるだろう。

参考文献

- 麻生良文（1997）「少子化対策は年金負担を軽減するか」『人口問題研究』第53巻，第4号，pp.32-48。
- 麻生良文（2009）「公的年金純債務から考える年金制度改革の方向性」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』第9章所収，pp.297-328。
- 岩本康志（2009）「社会保障財源としての税と保険料」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源としての税と保険料』第1章所収，pp.13-35。
- 岩本康志・濱秋純哉（2009）「社会保険料の帰着分析」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源としての税と保険料』第2章所収，pp.37-61。
- 呉 善充（2005）「2004年度厚生年金改革のシミュレーション分析：世代間・世代内の影響」『千里山経済学』第39巻第1号，pp.21-32。
- 呉 善充（2009）『基礎年金保険料の税方式化について—一世帯類型別シミュレーション—』KISER Discussion Paper Series No.14。
- 太田聰一（2008）「社会保険料の事業主負担部分は労働者に転嫁されているのか（特集『通説』を検証する）—（「制度」の検証）」『日本労働研究雑誌』50(4)，pp.16-19。
- 大竹文雄・小原美紀（2005）「消費税は本当に逆進的か—負担の「公平性」を考える」『論座』，No.127，pp.44-51。
- 小塩隆士（1999）「年金民営化の経済厚生分析」『日本経済研究』第39号，pp.1-20。
- 小塩隆士（2000）「不確実性と公的年金の最適規模」『経済研究』第51巻，第4号，pp.311-320。

44) 川瀬（2009）p.38引用。

- 小塩隆士(2005)「税一保険料論争と年金一元化論」『人口減少時代の社会保障改革—現役層が無理なく支えられる仕組みづくり—』第5章所収, pp.145-177, 日本経済新聞社. 池田尚司(1997)『現代の租税帰着理論』学会センター関西.
- 上村敏之(2001)「公的年金の縮小と国庫負担の経済厚生分析」『日本経済研究』第42号, pp.205-227
- 上村敏之(2002)「社会保障のライフサイクル一般均衡分析: モデル・手法・展望」『経済論集(東洋大学)』第28巻, 第1号.
- 上村敏之(2004)「少子高齢化社会における公的年金改革と期待形成の経済厚生分析」『国民経済』第167号, pp.1-17.
- 上村敏之(2009a)『公的年金と財源の経済学』日本経済新聞社.
- 上村敏之(2009b)『富裕高齢層の課税強化を』日本経済新聞、経済教室, 2009年7月14日付け記事
- 川瀬晃弘(2007)「基礎年金拠出金の算定方法と公的年金の未納問題」『公共選択の研究』No.49, pp.26-39.
- 加藤 寛・横山 彰(1994)『税制と税収: 改革かくあるべし』読売新聞社.
- 金子能宏・中田大悟・宮里尚三(2003)「年金と財政—基礎年金給付の国庫負担水準の影響」『季刊家計経済研究』No.60, pp.20-28.
- 金子能宏・中田大悟・宮里尚三(2006)「厚生年金における保険料水準固定と財源選択の効果—世代間と世代内の公平性に着目した一般均衡動学モデルによる分析」府川哲夫・加藤久和編『年金改革の経済分析—数量モデルによる評価』第6章所収, 日本評論社, pp.121-146.
- 金子洋一(2008)「カナダのGST 控除の概要」森信茂樹編『給付付き税額控除: 日本型児童税額控除の提言』第7章所収, 中央経済社.
- 木村 真(2007)「平成16年財政再計算のライフサイクル一般均衡分析—改革が経済を通じて年金財政の将来見通しに与える影響—」『季刊社会保障研究』第43巻, 第3号.
- 木村 真(2008)「基礎年金の全額消費税方式と税制改革」, HOPS Discussion Paper Series No.10.
- 木村 真(2009)「基礎年金の全額消費税方式に関する社会保障国民会議の試算の構造と整合性」『季刊社会保障研究』第45巻, 第2号, pp.183-196.
- 木村 真・北浦義朗・橋本恭之(2004)「日本経済の持続可能性と家計への影響」『大阪大学経済学』第54巻第2号, pp.122-133.
- 木村 真・橋本恭之(2008)『多部門世代重複モデルによる財政再建の動学的応用一般均衡分析』, RIETI Discussion Paper Series 08-J-041.
- 木村 真・橋本恭之(2009)「多部門世代重複モデルによる財政再建の動学的応用一般均衡分析」『経済分析』近刊.
- 権丈善一・権丈英子(2009)『年金改革と積極的保障政策—再分配政策の政治経済学Ⅱ [第2版]』慶應義塾大学出版会.
- 酒井 正・風神佐知子(2006)『介護保険制度の帰着分析』法と経済学会全国大会研究発表論文.
- 酒井 正(2009)『社会保険料の事業主負担と賃金・雇用の調整』国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源としての税と保険料』第3章所収, pp.63-91.
- 佐藤 格・上村敏之(2006)「世代間の公平からみた公的年金改革の厚生分析」府川哲夫・加藤久和編『年金改革の経済分析—数量モデルによる評価』第7章所収, 日本評論社, pp.147-172.
- 島澤 諭(2004)「年金は誰が負担するべきか? — 一般均衡型世代重複モデルによる数値試算—」ESRI Discussion Paper Series No.95.
- 高山憲之(1998)「厚生年金の保険料負担問題」『季刊社会保障研究』Vol.34, No.2, pp.124-132.
- 高山憲之(2000a)『年金の教室: 負担を分配する時代へ』PHP 新書.
- 高山憲之(2000b)「日本の年金政策」『経済研究』第51巻, 第4号, pp.301-310.
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子(1998)「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』第34巻, 第2号, pp.155-164.
- 八塩裕之・長谷川裕一(2008)『わが国家計の消費税負担の実態について』, ESRI Discussion Paper Series,

No.19.

- 高山憲之（2008）「まず基礎年金2分の1の税方式化を検討せよ」『税経通信』, 2008年6月号.
- 橋本俊詔・岡本章・川出真清・畑農鋭矢・宮里尚三・島俊彦・石原章史（2006）『社会保障制度における望ましい財源調達手段』RIETI Discussion Paper Series 06-J-057.
- 橋本恭之（1998）「多部門世代重複モデルによる税制改革の分析」『経済論集（関西大学）』第47巻, 第6号, pp.77-102.
- 橋本恭之（1998）『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部.
- 橋本恭之（2000）「年金改革のシミュレーション分析」『国際税制研究』No.4, 2000年.
- 橋本恭之（2004）「雇用主負担の経済効果」『総合税制研究』No.12, pp.1-19.
- 橋本恭之（2009）『日本財政の応用一般均衡分析』清文社.
- 橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, pp.35-53.
- 橋本恭之・山口耕嗣（2005）「公的年金改革のシミュレーション分析：世帯類型別の影響」『関西大学経済論集』第55巻, 第2号, pp.235-253.
- 橋本恭之・山口耕嗣・北浦義朗（2007）「公的年金の一元化について：社会保障財源のあり方」『関西大学経済論集』第56巻, 第4号, pp.363-382.
- 本間正明（1982）『租税の経済理論』創文社, 1982年.
- 宮里尚三・金子能宏（2001）「一般均衡マクロ動学モデルによる公的年金改革の経済分析」『日本経済研究』Vol.37, No.2, pp.174-182.
- Altig, D., Auerbach, A. J., Kotlikoff, L. J., Smetters, K.A. and Walliser, J. (2001), "Simulating Fundamental Tax Reform in the United States", *American Economic Review*, Vol.91, No.3, pp.574-595.
- Auerbach, A. J. and L. J.Kotlikoff (1983), "An Examination of Empirical Test of Social Security and Savings", in E. Helpman, A. Razin and E. Sadaka (eds.), *Social policy Evaluation: An Economic Perspective*, pp.161-179.
- Auerbach, A. J. and L. J. Kotlikoff (1987), *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press.
- Kato, R. (1998), "Transition to an Aging Japan: Public Pension, Savings, and Capital Taxation" *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.12, Issue 3, pp.204-231.
- Komamura, K and A. Yamada, (2004), "Who bears the burden of social insurance? Evidence from Japanese health and long-term care insurance data," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.18, Issue 4, pp.565-581.
- Summers, L. (1989) "Some Simple Economics of Mandated Benefits," *American Economic Review*, Vol.79 (2), pp.177-183.
- Shoven, J. B. and J. Whally (1992) *Applying General Equilibrium*, Cambridge University Press.
- Tachibanaki, T. and Y. Yokoyama (2008), "The Estimation of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan," *Japanese Economic Review*, Vol.59, Issue 1, pp.75-83.